

## 港区立特別養護老人ホーム白金の森等7グループ指定管理者公募に関する質問回答書（全グループ共通）

本質問回答書は、同時に公募している特別養護老人ホーム白金の森等7グループに共通するものです。

各質問事項欄に、それぞれの質問に該当するグループを記載しています。

なお、各グループ番号は以下のとおりです。

- |                              |                              |
|------------------------------|------------------------------|
| 【グループ1】 港区立特別養護老人ホーム白金の森等    | 【グループ2】 港区立特別養護老人ホーム港南の郷等    |
| 【グループ3】 港区立特別養護老人ホームサン・サン赤坂等 | 【グループ4】 港区立南麻布高齢者在宅サービスセンター等 |
| 【グループ5】 港区立台場高齢者在宅サービスセンター   | 【グループ6】 港区立北青山高齢者在宅サービスセンター等 |
| 【グループ7】 港区立芝高齢者在宅サービスセンター等   | 【グループ8】 港区立虎ノ門高齢者在宅サービスセンター  |

|   | 質問事項                               | 質問内容  | 回答   |
|---|------------------------------------|---|--|
| 1 | 第一次提出書類について<br>【全てのグループ】           | 法人の定款変更手続につき、第一次提出書類のうち④法人の登記事項証明書（全部事項証明書）、⑤印鑑証明書の変更後の内容での発行が、早くとも5月19日（水）の午後になります。後日提出をご了承いただけますでしょうか。  | ご質問の2点の提出書類に限り、第一次提出書類締切日を超えての提出を認めます。<br>その他の第一次提出書類は締切日までに提出してください。  |
| 2 | 第一次提出書類の留意事項について<br>【全てのグループ】      | 第一次提出書類のファイリング方法について、副本①及び副本②について提出書類の項目ごとに必要提出部数が異なるものが複数ありますが、例えば副本①のうち1部のみ要求されている資料（A）、3部要求されている資料（B）、10部要求されている資料（C）がそれぞれあるとした場合、10冊のファイルのうち、A・B・Cがすべてファイルされているもの1冊、B・Cのみファイルされたもの2冊、Cのみファイルされたもの7冊、計10冊を用意するという理解でよろしいでしょうか。 | グループ3の質問と認識しますが、お見込みのとおりです。<br>なお、グループ3以外のグループについても、必要提出部数は異なりますが、同様に提出してください。   |
| 3 | 第二次提出書類の表、図等のフォントについて<br>【全てのグループ】 | 文字のフォントについて、BIZ UD明朝 Mediumで12ポイントの指定がありますが、本文以外の表や図、またキャプションなどに使用するフォントのポイントは12ポイント以下を使用してもよろしいでしょうか。  | 本文以外に使用する場合は、12ポイント以下を使用することを認めます。<br>ただし、なるべく12ポイントに近いフォントを使用してください。  |
| 4 | 第二次提出書類の留意事項について<br>【全てのグループ】      | 公募説明会の際、「様式12以降は項目ごとに枠を設けて枠内に記載」と説明がありましたが、様式内に1、2など小項目で分かれているものに対して、ひとつの小項目ごとにA4両面1枚で作成して良いのか、もしくは大項目でA4両面1枚で作成するのでしょうか。   | 様式としてホームページで公表しているものを使用し、大項目でA4両面1枚以内に収めてください。<br>各様式とも裏面を使用する際は、表面同様に枠を設けて、枠内に記載してください。   |
| 5 | 指定管理者の変更がある場合の引継ぎについて<br>【全てのグループ】 | 公募要項「Ⅲ選定手続」の「2 指定管理者候補者の選考・選定」（3）基本的な選考基準に「（サ）指定管理者の変更がある場合の引継ぎについて」とありますが、様式が示されていません。提案を要しないということでしょうか。   | 基本的な選考基準の「指定管理者の変更がある場合の引継ぎについて」は、指定期間終了後の引継ぎを指しますが、全ての応募事業者にご提案いただきます。<br>内容は、様式12の小項目3「指定管理者としての安定的な運営を継続していくための考え方」で提案してください。 |

|    |                                     |  |  |
|----|-------------------------------------|--|--|
| 6  | 高齢者在宅サービスセンターの事業運営費について【全てのグループ】    | 公募説明会で、入浴負担金について、1日の利用者の11～15人分は1人当たり2,000円、16～20人分は1人当たり3,000円、21人以上の分は1人あたり4,000円の加算措置があると説明がありました。26名以上の場合は、1人当たり5,000円の加算措置はありますか。   | ありません。<br>なお、加算措置は必要に応じ、随時、見直しを行う予定で、指定管理期間全てにおいて保障するものではありません。  |
| 7  | 指定管理料について【全てのグループ】                  | 令和3年度介護報酬改定において、自立支援・重度化防止介護人材の確保・介護現場の革新として、テクノロジー、ICTの活用による質の評価・業務効率化を基本とした改正が行われました。法人としましても、今後介護記録ソフトやタブレット等を法人負担で導入していく予定にしています。その際、施設整備としてWi-Fiアンテナの設置、工事費用等を指定管理料として予算計上することは可能でしょうか。 | 個人情報に関する記録は、区が管理している専用回線及びシステムを使用してください。<br>事業者が自主的に実施する事業については、自主事業として事業者負担となります。<br>また、指定管理者の情報システムを用いる場合及び指定管理業務と直接関係のない指定管理者の情報資産を指定管理施設内に持ち込む場合は、「港区情報安全対策指針」に記載されている事項が遵守されているか区で確認し承認することとなります。<br>なお、区の方針で指定期間中にWi-Fi等の設置を行う場合は、改めて協議することとします。 |
| 8  | 高齢者在宅サービスセンターの職員人件費の計上について【全てのグループ】 | デイサービス業務については介護保険の基準に基づき職員を配置しますが、個別機能訓練計画書を作成しサービス提供を行う場合に必要な職員を増配することを考え、指定管理料として増配に係る職員人件費を提案することはできますでしょうか。  | 指定管理料の職員人件費として提案することはできません。<br>法人負担による増配として、提案することはできます。   |
| 9  | 高齢者在宅サービスセンターの職員人件費の計上について【全てのグループ】 | デイサービス業務については介護保険の基準に基づき職員を配置しますが、運動機能向上計画書を作成しサービス提供を行う場合に必要な職員を増配することを考え、指定管理料として増配に係る職員人件費を提案することはできますでしょうか。  | 質問8の回答に同じです。   |
| 10 | 高齢者在宅サービスセンターの職員人件費の計上について【全てのグループ】 | デイサービス業務については介護保険の基準に基づき職員を配置しますが、管理栄養士を配置し栄養ケア計画に基づいたサービス提供を行う場合に必要な職員を増配することを考え、指定管理料として増配に係る職員人件費を提案することはできますでしょうか。   | 質問8の回答に同じです。   |
| 11 | 高齢者在宅サービスセンターの職員人件費の計上について【全てのグループ】 | デイサービス業務については介護保険の基準に基づき職員を配置しますが、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を配置し口腔機能改善管理指導計画に基づいたサービス提供を行う場合に必要な職員を増配することを考え、指定管理料として増配に係る職員人件費を提案することはできますでしょうか。   | 質問8の回答に同じです。   |
| 12 | 高齢者在宅サービスセンターの職員人件費の計上について【全てのグループ】 | デイサービス業務については介護保険の基準に基づき職員を配置しますが、認知症のある利用者、医療ニーズのある利用者等へのサービスの充実を図るため、必要な職員を増配することを考えた場合、指定管理料として増配に係る職員人件費を提案することはできますでしょうか。   | 質問8の回答に同じです。   |

|    |  |   |  |
|----|--|---|--|
| 13 | Wi-Fiの費用について<br>【全てのグループ】                    | 公募説明会にて、施設の玄関部分に区で設置したWi-Fiがあり、維持に掛かる費用は指定管理料で措置すると説明がありました。具体的な金額をご教示いただけますでしょうか。  | グループ1～6は年額440,160円、グループ7, 8は年額420,960円となります（いずれも税抜金額）。<br>なお、Wi-Fiの維持費用については、各グループの主たる施設の施設管理経費に含めてください。   |
| 14 | 「様式19防災、福祉避難所等について」の内容について<br>【グループ3】        | 様式19に「3 福祉避難所の運営支援業務に関する基本的な考え方」とありますが、この項目には「2 区が福祉避難所を開設した場合の管理運営体制（職員体制・勤務体系の考え方）」に記載のある「※グループ3サン・サン赤坂（赤坂子ども中高生プラザ）のみ『福祉避難所』を『区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所』と読み替えて、それぞれお答えください。」という記述がありません。<br>読み替えは要しない（区民避難所についての提案は必要ない）ということでしょうか。 | 項目3においても、項目2同様に読み替え、区民避難所（地域防災拠点）の提案を含めてください。  |
| 15 | 「様式11施設長予定者の勤務した実績」の作成数について<br>【グループ4, 6, 7】 | 高齢者在宅サービスセンター及び地域包括支援センターの複合施設のグループへの申し込みにあたり、高齢者在宅サービスセンターと地域包括支援センターの管理者は、それぞれ別人で配置することを予定していますが、この場合、配置する2人の職員の実績を記載するため、「様式11 施設長予定者の勤務した実績」を2通作成し、提出することによいでしょうか。  | 主たる管理者は、高齢者在宅サービスセンターの施設長です。高齢者在宅サービスセンターの施設長予定者の勤務した実績を提出してください。  |
| 16 | 複合施設を統括する管理者の考え方について<br>【グループ4, 6, 7】        | 施設の維持管理業務は、公募要項のとおり高齢者在宅サービスセンターの管理者が責任を負い、これとは別に複合施設を統括する管理者を配置し、地域包括支援センターの管理者が兼ねることを予定していますがよいでしょうか。なお、地域包括支援センターに必要な3職種等は複数名を配置し、兼務するにあたり地域包括支援センター業務に支障がないようにします。  | 地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業所を兼ねており、指定介護予防支援事業所の職員は、地域包括支援センターの業務以外は兼務ができません。<br>地域包括支援センターの管理者が、指定介護予防支援事業所の業務を兼務しない場合に限り、複合施設を統括する管理者となることが可能ですが、この場合、指定介護予防支援事業所には、別途、常勤の管理者を配置する必要があります。<br>また、地域包括支援センターの指定管理料の件費として計上できる額は、地域包括支援センターの業務に従事する範囲に限りますので、積算根拠を含めて提案してください。 |
| 17 | 北青山高齢者在宅サービスセンター等改修工事について<br>【グループ6】         | 2期工事期間中の厨房が使用できない期間の温かい食事提供について、弁当での提供は可能でしょうか。また、工事期間中に弁当等を温めておく機器（温冷配膳車等）は使用できるのでしょうか。  | いずれも可能です。<br>港区の備品である温冷配膳車を使用することができます。  |
| 18 | 北青山高齢者在宅サービスセンター等改修工事について<br>【グループ6】         | デイサービス業務については、工事の実施により一部の場所が使用できないため、利用者の受け入れが十分にできず、介護報酬収入が減ることが考えられますが、この期間の正規職員の雇用を維持するために、指定管理料として必要な職員人件費を提案することはできますか。  | 指定管理期間中の利用見込みを算定し、必要な経費を見積もって提案してください。   |